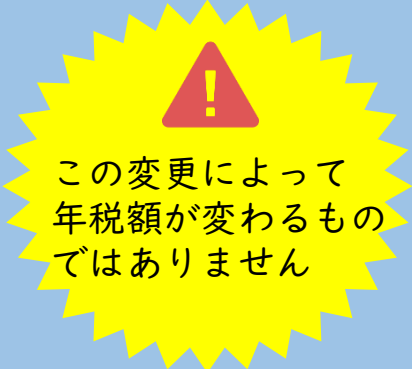




令和 8 年度 から 市税の納め方が変わります

集合徴収方式 → **単税徴収方式**
(まとめて納付) (税目ごとに納付)

変更の経緯

唐津市では、これまで市県民税と固定資産税の2つの税を1つにまとめて徴収する集合徴収方式を行ってきました。
このような中、国はデジタル化を推進していくうえで、自治体システムの全国標準化を法律で決めました。これにより、市税の納め方を全国標準となる「単税徴収方式」に変更することになりました。
単税徴収方式とは、税目（市県民税、固定資産税）ごとにそれぞれ納付する方式で、令和8年度から市税の納め方が変わります。



① 納付回数・納付月が変わります

令和 7 年度まで

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集合徴収 市県民税 固定資産税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

↓ 変わります

令和 8 年度から

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税	4回			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	4回		1期		2期					3期		4期	



- ・「市県民税」と「固定資産税」は、**納付回数が4回**になり、**納付月が変わります**。
- ・「固定資産税」の**第1期の納付月が5月**になり、これまでより**1か月早くなります**。
- ・「市県民税」を給与・年金から特別徴収（天引き）で納付している人の変更はありません。



② 納税通知書・納付書が変わります

令和7年度まで

税目	送付するもの	送付時期
集合徴収 市県民税 固定資産税	納税通知書 + 納付書1枚 (全期前納用) + 納付書1～10枚 (期別納付用) ※2つの税目をまとめて記載	6月中旬

↓ 変わります

令和8年度から

税目	送付するもの	送付時期
市県民税	納税通知書 + 納付書1～4枚	6月中旬
固定資産税	納税通知書 + 納付書1～4枚	5月中旬



Point

- ・これまでまとめてお送りしていた「市県民税」と「固定資産税」を**別々にお送りします**。
- ・納税通知書の送付時期は「市県民税」が**6月中旬**、「固定資産税」が**5月中旬**になります。
- ・これまで同封していた**全期前納用の納付書を廃止**します。一括で納付される場合は、全ての納付書をまとめてお使いください。

口座振替で納付している人へ

- ・税目ごとに**納税通知書のみ**をお送りします（納付書は送りません）。
- ・口座振替は**令和7年11月から税目ごと**に引き落としを行い、通帳には**税目ごと**に記帳されます。
- ・口座振替では引き続き全期前納で納付できます。全期前納として口座登録している人は、第1期の納付月に年税額を一括で口座から引き落とします。



③ 期別の納付額が変わります

● 期別納付額の変更例

例：年税額が「市県民税 40,500円」「固定資産税 70,200円」の場合

令和7年度まで

(単位：円)

税目	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税	40,500			4,500	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
固定資産税	70,200			7,200	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
集合徴収 (合計)	110,700			1期 11,700	2期 11,000	3期 11,000	4期 11,000	5期 11,000	6期 11,000	7期 11,000	8期 11,000	9期 11,000	10期 11,000

↓ 変わります

令和8年度から

(単位：円)

税目	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税	40,500			1期 10,500		2期 10,000		3期 10,000			4期 10,000		
固定資産税	70,200		1期 19,200		2期 17,000					3期 17,000		4期 17,000	
合計	110,700		19,200	10,500	17,000	10,000	0	10,000	0	17,000	10,000	17,000	0



Point

- ・年税額を最大 **4期で分割** し、**1,000円未満の端数**が生じた場合は第1期で調整します。税目ごとに**各期の税額は1,000円以上**とします。
- ・納付月によって納付額が異なります。口座振替で納付している人は残高不足にならないようご注意ください。

督促手数料について

- ・市税を納期限までに納付されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状は1通につき100円の督促手数料がかかります。
- ・**税目ごとに督促状を発送**するため、それぞれに督促手数料100円がかかります。



4 Q&A | よくある質問

Q. どんなメリットがありますか？

A. 分かりやすく、便利になります。

- ・納税通知書が分かりやすくなります

税目ごとに納税通知書を作成することで、金額の内訳や課税内容が分かりやすくなります。

- ・口座振替がさらに便利になります

令和8年1月振替分から、2つの税をそれぞれ別の口座から引き落とすことができますようになります。税目ごとに全期前納と期別納付が選択できます。

Q. 今回の変更により、口座振替の手続きが必要になりますか？

A. 現在口座振替で納付している人は必要ありません。

これまでと同じ口座から引き落としする場合は、改めて手続きを行っていただく必要はありません。

ただし、税目ごとにそれぞれ別の口座から引き落としする場合や、新たに口座振替を希望する場合は、令和7年11月以降に手続きが必要です。

市役所本庁債権管理課、各市民センターまたは金融機関で手続きをしてください。
(お問い合わせ 債権管理課 徴収対策係 ☎ 0955-72-9188)

Q. 納付書を紛失しました。どうすればいいですか？

A. 市役所債権管理課で再発行いたします。

市税の納付書は市役所本庁債権管理課、各市民センターで再発行いたします。市役所に来庁できない場合は、郵送で対応いたしますので債権管理課までご連絡ください。(お問い合わせ 債権管理課 徴収対策係 ☎ 0955-72-9188)

令和8年度から納付書を税目ごとにお送りいたしますので、紛失されないように管理をお願いいたします。



Karatsu

税務課 課税係 (市県民税について) : ☎ 0955-72-9117
固定資産係 (固定資産税について) : ☎ 0955-72-9118